



(注) 「書籍・パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入」のうち、地図帳、折り込み地図、折り込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトへの挿入については、承認申請手続きを要します。

※ 測量法第43条及び第44条

本市の測量成果を、不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置くために複製する場合、又は本市の測量成果を使用して新たな測量を行う場合は、本市の承認を得なければならないことが規定されています。